

**「議案第18号 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
の説明資料**

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

(第2条、第23条)

1. 概要

国民健康保険税は、税の負担が過度にならないよう政令（地方税法施行令第56条の88の2）で上限が定められており、市町村は政令で定められている額を上限として、条例で課税限度額を規定している。

政令で定められた平成31年度の課税限度額は、基礎課税額61万円、後期高齢者支援金課税額19万円、介護納付金課税額16万円であるが、今回の改正により、基礎課税額の限度額を58万円から61万円に引き上げ、政令に定める限度額と同額にするものである。

2. 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額限度額を現行の58万円から61万円に3万円引き上げ、課税限度額合計を96万円とし、平成31年度の政令改正後の水準に改定する。

生駒市の課税限度額

※網掛けが変更となる箇所です

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度(案)
基礎課税額（医療分）	51万円	52万円	54万円	58万円	61万円
後期高齢者支援金課税額	16万円	17万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金課税額	14万円	16万円	16万円	16万円	16万円
合計	81万円	85万円	89万円	93万円	96万円

法定課税限度額（地方税法施行令第56条の88の2）

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度(案)
基礎課税額（医療分）	54万円	54万円	58万円	61万円	63万円
後期高齢者支援金課税額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円
合計	89万円	89万円	93万円	96万円	99万円

3. 施行期日

令和2年4月1日

(2) 国民健康保険税の税率改定

(第6条～第11条、23条)

1. 概要

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から、県が国保財政の運営主体となり、国保運営に中心的な役割を担っている。

奈良県では、令和6年度に「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指して、保険料負担の公平化を図るために「奈良県国民健康保険運営方針」を策定しており、計画的・段階的に保険税(料)を改定をするよう、市町村ごとに県と市町村が協議の上、「保険料方針」を策定し、同方針に沿って着実に保険税(料)を改定していくものとされている。

生駒市においては、国保財政調整基金を活用して、平成30年度、平成31年度、令和3年度及び令和5年度については税率を据え置き、令和2年度、令和4年度及び令和6年度に税率改定を予定している。

この度、令和2年度国保税額の決定にあたり、県が算定した標準保険料率を参考に、保険税率を改定するものである。

また、介護納付金課税額については、県の算定方法に従い、3方式(所得割・均等割・平等割)から2方式(所得割・均等割)に改定する。

2. 改正内容

	平成31年度			令和2年度		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	7.2%	2.0%	2.0%	7.2%	2.5%	2.5%
均等割	27,600円	8,400円	7,200円	27,600円	9,200円	16,000円
平等割	29,000円	9,600円	8,400円	29,000円	8,000円	—

※網掛けが変更となる箇所です

(参考) 県の算定する標準保険料率(生駒市)

	令和2年度		
	医療分	後期分	介護分
所得割	7.58%	2.72%	2.89%
均等割	27,380円	9,649円	16,514円
平等割	19,945円	7,029円	—

3. 施行期日

令和2年4月1日